

学校いじめ防止基本方針

玉川村立須釜小学校

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、その情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

(1) いじめについての共通認識

① いじめの定義の理解

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ② いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであることの理解
- ③ どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るものであることの理解
- ④ 教師はいじめを絶対に許さず、弱い立場にある者を守り抜く存在であることの理解

(2) いじめ防止等の対策のための組織

- ① 名称 「いじめ対策委員会」
- ② 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正等
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ 情報の収集と記録及び共有
 - ・ 組織的な対応を進めるための連絡・調整

(3) いじめの未然防止のための取組

学校と	① <u>生徒指導の機能を生かした教育活動</u> を推進していく。 ② 日々の道徳の時間の中で、道徳教育の充実を図る。 ③ 生徒指導連絡協議会や事例研究を通して、いじめの予防指導を共通理解し、組織を生かした全職員による <u>指導協力体制</u> を確立していく。 ④ <u>休み時間や放課後の時間</u> における指導方法の改善を図る。(いじめの多くは、学校内で起こり、休み時間の指導が行き届いている学校ではいじめが少ない。)
学級と	① <u>授業の質的向上</u> に努める。(分かりやすく楽しい成就感を味わわせる授業、個別指導の充実) ② 児童の模範として、 <u>教師自ら</u> が児童に対して温かい態度で接する。 ③ 互いの個性を認め合う温かい <u>人間関係作り・学級作り</u> に努める。 ④ 「 <u>いじめは絶対に許さない</u> 」というメッセージを送り続け、学級活動等で継続的に <u>話し合う</u> 。 ⑤ 児童の <u>人間関係を把握</u> する。(日常観察、情報収集、交友関係調査)

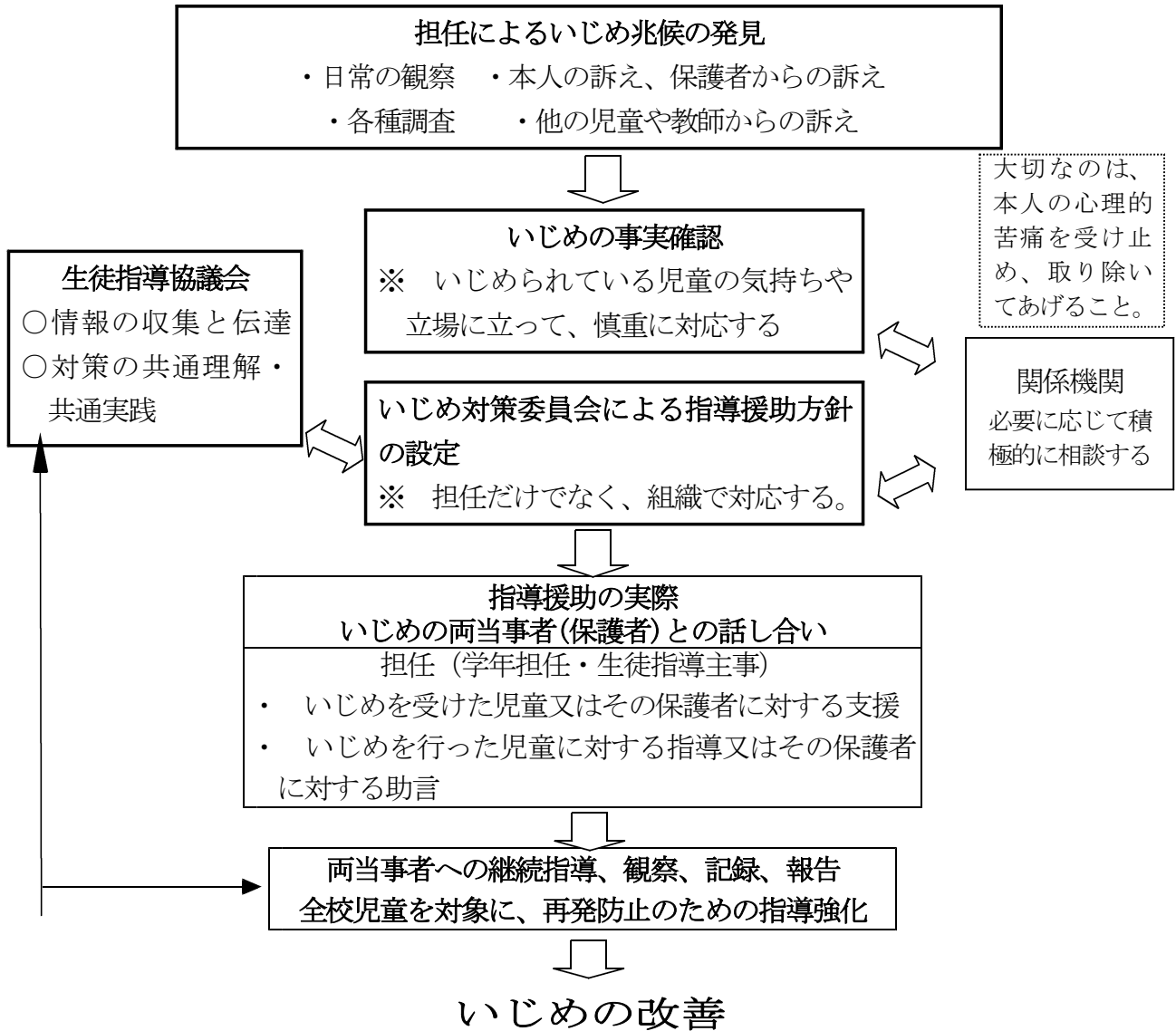
(4) いじめの早期発見のための取組

- ① いじめは存在するという認識を持って、いじめの実態把握のためのアンケート調査を行う。
 - ・ アンケートに記載された内容に関して気になる点があれば事実確認をし、すぐに管理職に報告する。
 - ・ アンケートは、記載内容について多くの目で確認する意味から、教育相談等が終了した時点で担当が速やかに集め、管理職に提出し、戻ってきてから集計・分析等の作業を進める。
- ② 教育相談の実施
 - ア 地域訪問 (4月)
 - イ なかよしキャンペーン (6月)
 - ウ 教育相談 (11月)
- ③ 日常的な教育相談体制の構築
- ④ メディアに関する調査も実施し、インターネットを通じて行われるいじめの実態把握も行う。
- ⑤ 保護者や地域住民との信頼関係を築き、情報の収集に努める。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに管理職に報告するとともに、当該児童に係るいじめの事実関係を明らかにする。
- ② 事実確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又は保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめの傍観者及び同調者に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の痛みへの共感性を育てることを通して、行動の変容につなげる。

- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ根絶委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。



⑥ 重大事態発生時の対応

〈重大事態とは〉

- ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〈重大事態の報告〉

ア 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

〈重大事態の調査〉

ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

(6) 保護者、地域と協働した取り組み

○ 須釜小学校「こぶし隊」連絡協議会

いじめの未然防止と根絶を図るための実効ある取り組みや対応について、家庭や地域と協力して取り組むための情報交換と協議の場とする。(年3回実施)

○ 個別懇談(年1回 11月に実施)において、児童の様子(家庭、学校)についての状況把握を行う。

○ 学校評議員会において学校の取り組みについて示し、助言をいただく。

(7) 教職員の指導力向上と指導改善への取り組み(生徒指導協議会や現職教育において指導)

○ いじめ未然防止のための指導方法や人間関係づくりの研修

○ 児童理解研修の実施

(8) 年間計画

月	活動内容
4	年間計画の確認 生徒指導連絡協議会、いじめ対策委員会を月1回実施
5	いじめアンケートの実施、須釜小学校「こぶし隊」連絡協議会
6	なかよしキャンペーン、学校評議員会
7	1学期の反省
8	2学期の指導の重点
9	いじめアンケートの実施、学校評議員会
10	ひとりぼっち調べ
11	教育相談
12	2学期の反省
1	2学期の指導の重点、いじめアンケートの実施
2	1年間の成果と課題、次年度への引継ぎ、学校評議員会

(9) 評価と改善

① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組について評価を行う。評価方法は職員、児童、保護者、学校評議員によるアンケートとする。

② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。